

軽自動車税減免の対象となる障害の範囲と必要書類について

- 一定の要件に当てはまる者は申請により軽自動車税の減免を受けることができます。
- 減免を受けることができる自動車は障害者一人につき一台です。

普通車の減免を受けている方は、申請できません。

■ 軽自動車税の減免対象

障害者等区分	軽自動車の所有者	軽自動車の運転者	軽自動車の使用目的
身体障害 戦傷病者	本人	本人	制限なし
		生計同一者・常時介護者	通院・通所・通学・生業
身障(18歳未満)	生計同一者	生計同一者	通院・通所・通学・生業
知的・精神障害	本人	本人	制限なし
		生計同一者・常時介護者	通院・通所・通学・生業
	生計同一者	生計同一者	通院・通所・通学・生業

※ 常時介護者は、障害者のみで構成されている世帯の場合に該当します。

■ 減免の範囲

障害者等区分	身体障害者手帳		戦傷病者手帳		療育手帳		精神障害者保健福祉手帳			
	本人	生計同一者 常時介護者	本人	生計同一者 常時介護者	本人	生計同一者 常時介護者	本人	生計同一者 常時介護者		
障 害 の 区 分 と 程 度	視覚障害	1級～4級の1		特別項症～第4項症		A1,A2（重度の障害を有する者）		1級（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に定める障害を有する者）		
	聴覚障害	2級, 3級								
	平衡機能障害	3級								
	音声機能障害	3級（喉頭摘出手術を受けた者に限る）		特別項症～第2項症（喉頭摘出手術を受けた者に限る）						
	上肢不自由	1級～2級の2		特別項症～第3項症						
	下肢不自由	1級～6級	1級～3級の1	特別項症～第6項症, 第1款症～第3款症	特別項症～第3項症					
	体幹不自由	1級～3級, 5級	1級～3級	特別項症～第4項症						
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級, 2級（一上肢にのみ運動機能障害がある場合を除く）		—					—
		移動機能	1級～6級	1級～3級（一下肢にのみ運動機能障害がある場合を除く）	—					—
	心臓機能障害	1級, 3級		特別項症～第3項症						
	腎臓機能障害									
	呼吸器機能障害									
	ぼうこう又は直腸の機能障害									
小腸機能障害										
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～3級		—	—						
肝臓機能障害	1級～3級		特別項症～第3項症		—	—				

<複数の障害を有する場合の減免対象>

- 同一障害のみを合算し、その等級が上の表に当てはまる者（視覚障害は3級以上、上肢は1級、下肢の生計同一、常時介護者運転は2級以上）
- 下肢障害6級以上で、異なる障害の合算後等級が2級以上になる者（生計同一、常時介護者運転のみ）

■ 申請に必要な書類

- ・身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神保健福祉手帳
- ・運転免許証 ・車検証(検査なし車両の場合不要)
- ・納税通知書

問合せ先	与論町役場 税務課
	0997-97-3133

- * 申請書は、税務課の窓口または与論町役場ホームページから印刷できます。
- * 申請書は、軽自動車税の納期限(毎年5月末)の7日前までに提出する必要があります。
- * 申請書を郵送する場合は、当日消印有効とします。